

■介護保険制度とは

急速に高齢化と少子化が進むなかで、介護は家族だけでは支えきれない現状にあります。そこで、深刻化する介護問題を社会全体で支えようとするしくみが介護保険制度です。

社会保険方式により、給付(サービスの質と量)と負担(保険料、利用料)の関係を明確にし、国民の理解を得ながら支えていこうとするものです。

介護保険の基本的なしくみ

制度の運営主体(保険者)は多摩市です。介護保険のサービスを利用するには要介護認定の申請が必要です。

	第1号被保険者	第2号被保険者
加入する方	65歳以上の方	40歳から64歳までの医療保険に加入している方
保険料	市町村が決定	加入している医療保険の保険者が決定(加入している医療保険の保険料と合わせて納めます)
サービスが利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり、認知症などで介護を必要とする状態(要介護状態)の方 介護を要する状態の軽減・悪化防止のための支援が必要な状態(要支援状態)の方 	初老期における認知症、脳血管障害など、加齢に伴う病気(※特定疾病)によって要介護、要支援状態になった方
サービスの利用方法	日常生活に必要な介護保険サービスを選び、各事業者と契約を結んで利用します。	
費用負担	原則として、費用の1割から3割までのいずれかが利用者負担となります。	

※特定疾病

- ①がん(医師が回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの)
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗しょう症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭さく症
- ⑩早老症
- ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険の財源

国の定める法定水準までの財源は、40歳以上の方が負担する保険料と国・都・市が負担する公費で賄われ、その割合はそれぞれ50%ずつとなります。

